

労働安全衛生施行令の一部を改正する政令及び 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

厚生労働省より、平成28年2月24日に公布された労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第50号)及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第24号)により、亜硝酸イソブチルなど27物質とそれらを含む製剤その他の物について、譲渡・提供する場合のラベル表示、SDSの交付等を義務付けるとともに、製造・取扱いの際のリスクアセスメントの実施等の対象となる物質として追加し、平成29年3月1日より施行した旨の通知が下記のとおりありました。

つきましては、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨をご理解いただき、化学物質等の適切な管理が行われますようお願いいたします。

記

別紙① : 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

【基発0329第4号、基発0329第5号 平成28年3月29日】

別紙② : 「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について(協力依頼)

【基発0331第25号 平成28年3月31日】

別紙③ : 「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」について(周知依頼)

【基発0331第27号 平成28年3月31日】

【別紙①②③掲載アドレス】

<http://www.hasp.or.jp/osirase/roudouanzen.pdf>